

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原判決の各事実認定は、その挙示する証拠関係に照らして是認できなくはない。買収、売渡の行政処分が自創法に違反する旨の事実上の主張は、原審でされなかつたところである。本件記録によれば、右田裁判官は一審判決の基本たる口頭弁論に
関与していないから、民訴法三五条六号にあらず、また同法一八七条三項は、証人についての規定であつて本人尋問に準用すべきではない。論旨はすべて採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太郎

選 定 者 名 簿

北海道苫小牧市矢代町二丁目一七番地

島 田 孝

作

同所同番地

島 田 卜

毛 工

(

以 上)